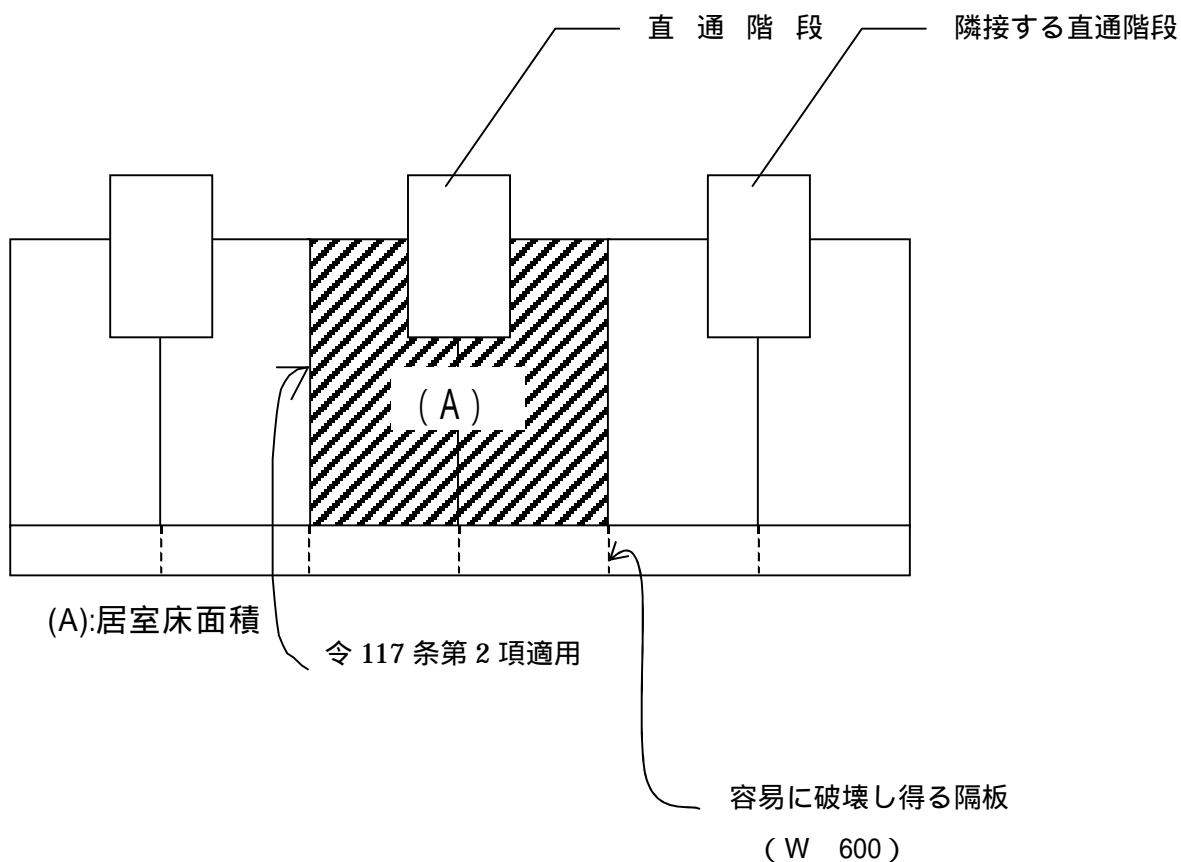


2以上の直通階段を設ける場合

(関係条文)  
 令 121 条 1 項 4 号

階段室型共同住宅の2階段の取扱について



主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で、1つの住戸から容易に破壊し得る隔板を設置した避難上有効なバルコニー等を経由して当該住戸に面する直通階段以外の直通階段（以下『隣接する直通階段』という）に避難できる場合、当該住戸と隣接する直通階段とは、建築基準法施行令第5章第2節の規定の適用に当たっては、同一建築物内にあるとみなす。

A ; 令 121 条に基づく居室の床面積の合計

備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
 2010.04.01